

目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要領

平成 23 年 6 月 1 日付け目健高第 1335 号決定
平成 24 年 6 月 8 日付け目健高第 1335 号一部改正
平成 25 年 6 月 12 日付け目健高第 1691 号一部改正
令和 4 年 3 月 29 日付け目健高第 5391 号一部改正
令和 8 年 4 月 22 日付け目健高第 399 号一部改正

(目的)

第 1 条 この要領は、目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱（平成 23 年 6 月 1 日目健高第 1334 号決定。以下「要綱」という。）の施行に関する細目について定める。

(整備促進事業の応募)

第 2 条 補助金の交付を受けようとする運営事業者、土地所有者等又は建物所有者（以下「補助対象事業者等」という。）は、別に定める期日までに目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業選定申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて応募するものとする。

2 前項に定める書類のほか、特に必要と認められる書類の提出を求めることがある。

(選定方法)

第 3 条 要綱第 4 条第 2 項に定める補助優先順位の決定は、別に定める目黒区地域密着型サービス整備費補助事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、前条の選定申請書を提出した補助対象事業者等とヒアリング等を行った上で、提出された書類を審査して行う。

(選定結果通知)

第 4 条 前条の規定により選定した結果は、目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業選定結果通知書（第 2 号様式）により選定申請書を提出した補助対象事業者等に通知する。

(補助条件)

第 5 条 要綱第 11 条の補助事業者等に対する補助条件は別記 1 に掲げるものとする。

2 前項の補助条件のほか、要綱第 2 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに定める補助事業者等に対して補助する場合には別記 2 の補助条件を、同項第 6 号又は第 7 号に定める補助事業者等に対して補助する場合には別記 3 の補助条件を、土地所有者等に対して補助する場合には別記 4 の補助条件を、建物所有者に対して補助する場合には別記 5 の補助条件を併せて付するものとする。

付 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 24 年 6 月 8 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 25 年 6 月 12 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月22日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記1 補助条件

1 共通事項

- (1) 施設の運営に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第108条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第85条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、区が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。
- (2) 介護保険法に定める事業所としての目黒区の指定を受けること。
- (3) 目黒区が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合した建物であること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、消防法（昭和23年法律第186号）等に適合していること。
- (6) 東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）に適合するよう努める。
- (7) その他関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (8) 補助金交付決定日の属する年度内に着工し、かつ工事費出来高が発生すること。
- (9) グループホーム運営事業者がグループホーム利用者から徴収する家賃等（共益費、食材費、光熱水費等を含む。）について、補助事業完了後に増額を行う場合、あらかじめ当該変更の内容を明記した根拠資料を区に提出し、変更予定日の1月前までに承認を受けなければならない。
- (10) 補助事業の遂行命令
 - ア 要綱第18条及び要綱第19条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、補助対象事業者等に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。
 - イ 補助対象事業者等が、アの命令に違反したとき、区長は、補助対象事業者等に対し、補助事業の一時停止を命じることができる。
- (11) 第三者委託の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 根抵当権設定の禁止

補助対象事業者等は、補助を受けようとするグループホームの土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。
- (13) 契約の相手方からの資金提供の禁止

補助対象事業者等が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

2 認知症高齢者グループホームの補助条件

- (1) 設置は、目黒区介護保険事業計画において定める整備計画数及び計画区域内に設置すること。
ただし、区長が必要と認める場合は、この限りではない。
- (2) 目黒区全域をサービス提供地域とすること。
- (3) 原則として、目黒区被保険者のみを利用対象者とすること。

3 法人等運営事業者の種別ごとの補助条件

(1) 別記2 以下の法人に対して補助する場合

- ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
- イ 一般社団法人及び一般財団法人
- ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会である運営事業者に対して補助する場合

(2) 別記3 以下の民間企業に対して補助する場合

- ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合

(3) 別記4 土地所有者等に対して補助する場合

(4) 別記5 建物所有者に対して補助する場合

別記 2

特定非営利活動法人等に対する補助条件

法人（特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会）に対しては、補助をするに当たり、以下の条件を付す。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人（以下「公益法人」という。）の場合の「公益法人会計基準」等）に基づき適正に会計処理が行われること又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

3 事業の公益性に係る条件

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人については、特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうち占める割合が80%以上であること。
- (2) 公益法人については、主務官庁に認可された定款又は寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうち占める割合が50%以上であること。
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）により設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、認知症高齢者グループホームの運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。
- (4) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のあるものに対して特別の利益を与えないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。
- (6) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 工事契約に係る条件

- (1) 適正な相手方を選定すること。

（判定基準例示）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成6年9月30日付財経総第56号）又は区の規程に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 建設業の許可を有すること。

- (2) 適正な競争の確保

原則として5者以上の競争入札を行うこと。

なお、入札の実施が困難な場合は、建設工事請負業者の選定について報告を行うこと（別紙1）。この場合も見積り合わせ等比較検討を原則とすること。

(3) 入札時の立会いの確保

施設建設工事に係る入札を行う場合には、複数の理事（取締役）及び幹事（監査役）を立ち合わせる。なお、区職員が立会うこともある。

5 事業の継続性

事業の継続性について判断するため、原則として事業開始後3年間の事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）を提出すること。

別記3

民間企業に対する補助条件

法人（会社及び企業組合）に対しては、補助するに当たり、以下の条件を付す。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
- (2) グループホーム事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性に係る条件

- (1) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。
- (2) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 工事契約に係る条件

- (1) 適正な相手方を選定すること。

(判定基準例示)

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱又は区の規程に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 建設業の許可を有すること。

- (2) 適正な競争の確保

原則として5者以上の競争入札を行うこと。

なお、入札の実施が困難な場合は、建設工事請負業者の選定について報告を行うこと（別紙1）。この場合も見積り合わせ等比較検討を原則とすること。

- (3) 入札時の立会の確保

施設建設工事に係る入札を行う場合には、複数の理事（取締役）及び幹事（監査役）を立ち合わせる。なお、区職員が立会うこともある。

5 事業の継続性

事業の継続性について判断するため、原則として事業開始後3年間の事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）を提出すること。

別記4

土地所有者等に対する補助条件

土地所有者等に対して認知症高齢者グループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借するグループホーム運営事業者が確定しており、当該運営事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) グループホーム運営事業者が要綱第2条第3号から第5号までに定める法人（特定非営利活動法人、公益法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会）の場合には別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) グループホーム運営事業者が要綱第2条第6号及び第7号に定める法人（会社及び企業組合）の場合には別記3の補助条件を満たすこと。

3 工事契約に係る条件

- (1) 適正な相手方を選定すること。
（判定基準例示）
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱又は区の規程に基づく指名停止期間中でないこと。
 - ウ 建設業の許可を有すること。
- (2) 適正な競争の確保
原則として5者以上の競争入札を行うこと。
なお、入札の実施が困難な場合は、建設工事請負業者の選定について報告を行うこと（別紙1）。この場合も見積り合わせ等比較検討を原則とすること。
- (3) 入札時の立会いの確保
施設建設工事に係る入札を行う場合には、複数の理事（取締役）及び幹事（監査役）を立ち合わせる。なお、区職員が立会うこともある。

4 協定書の締結

事業の継続性を担保するため、土地所有者等（オーナー）と区との間で別紙2の内容により、協定書を締結すること。

別記5

建物所有者等に対する補助条件

建物所有者等に対して認知症高齢者グループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借するグループホーム運営事業者が確定しており、当該運営事業者と建物所有者等が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) グループホーム運営事業者が要綱第2条第3号から第5号までに定める法人（特定非営利活動法人、公益法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会）の場合には別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) グループホーム運営事業者が要綱第2条第6号及び第7号に定める法人（会社及び企業組合）の場合には別記3の補助条件を満たすこと。

3 工事契約に係る条件

- (1) 適正な相手方を選定すること。

（判定基準例示）

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱又は区の規程に基づく指名停止期間中でないこと。
- ウ 建設業の許可を有すること。

- (2) 適正な競争の確保

原則として5者以上の競争入札を行うこと。

なお、入札の実施が困難な場合は、建設工事請負業者の選定について報告を行うこと（別紙1）。この場合も見積り合わせ等比較検討を原則とすること。

- (3) 入札時の立会いの確保

施設建設工事に係る入札を行う場合には、複数の理事（取締役）及び幹事（監査役）を立ち合わせる。なお、区職員が立会うこともある。

4 協定書の締結

事業の継続性を担保するため、建物所有者（オーナー）と区との間で別紙2の内容により、協定書を締結すること。

目黒区長 宛て

所在地
法人名
代表者名

認知症高齢者グループホーム整備促進事業に係る建設工事請負業者の選定について

年 月 日付け 第 号により内示を受けた事業について、建設工事請負業者を選定したので下記のとおり報告します。

記

- 1 発注を希望する建設工事請負業者
- 2 入札を実施しない理由
- 3 入札に代わる選定の方法
- 4 当該業者との契約が一番有利と判断した理由

以下の書類を添付すること

- (ア) 入札に代わる選定の際に用いた資料（見積書、提案書など）
- (イ) 法人の場合は、理事会議事録等法人としての意思決定の記録

別紙 2

協定書の内容

目黒区から補助金を交付する条件として、オーナーは、以下の事項を遵守すること。

- (1) 補助事業により取得した不動産の管理に関しては、目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱、目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要領等に従って行うこと。
- (2) 補助事業により取得した不動産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまで、目黒区長の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 上記の財産の処分制限期間内に、建物を賃貸借する認知症高齢者グループホーム運営事業者の家賃等の不払い等の理由により契約を解除する場合には、事前に目黒区長に協議し、オーナーの責任において事業を継承する法人を選定し、新たに賃貸借契約を締結すること。
- (4) その他 区長が必要と認めた事項

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

目黒区長 宛て

住 所
事業者名
代表者氏名

目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業選定申請書

目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業について、補助を受けたいので関係書類を添えて申請します。

事業担当者 部 署
氏 名
電 話
メールアドレス

第2号様式（1）（第4条関係）

第 号
年 月 日

法人名
代表者

目黒区長

目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業選定結果通知書

年 月 日付けで選定申請のありました「目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業」については、補助対象事業として決定しましたので通知します。

以 上

第2号様式(2) (第4条関係)

第 号
年 月 日

法人名
代表者

目黒区長

目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業選定結果通知書

年 月 日付けで選定申請のありました「目黒区認知症高齢者グループホーム整備促進事業」については、補助対象事業外となりましたので通知します。

以 上